附　則

（施行期日）

一　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

二　この省令の施行の際現に免許、予備免許若しくは登録を受け、又は免許若しくは登録を申請している簡易無線局に係る第二条の規定による改正前の無線設備規則第五十四条第二号に規定する無線設備であって、自動的に又は遠隔操作によって動作する簡易無線局の無線設備の条件については、第二条の規定による改正後の無線設備規則第五十四条第二号の二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○総務省令第五十号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月一日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ 2　法別表第一の一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　銀行法第五十二条の六十の三の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査 四　銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 五・六　［略］ ［3　略］ 4　法別表第一の一の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　信用金庫法第八十五条の三第一項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査 四　信用金庫法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十の七第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 五　［略］ 六　信用金庫法第八十九条第九項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［5　略］ 6　法別表第一の一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 三　協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の三第一項の登録の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ ［新設］ ［新設］ 三・四　［同上］ ［3　同上］ 4　［同上］ ［一・二　同上］ ［新設］ ［新設］ 三　［同上］ 四　信用金庫法第八十九条第七項において準用する銀行法第五十二条の六十一の六第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［5　同上］ 6　［同上］ ［一　同上］ 二　協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［新設］